

令和6年7月1日 富運登第203号  
令和7年11月27日 富運登第358号  
令和8年2月3日 富運登第428号

## 封印取付委託取扱い規程

(適用)

第1条 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)(以下「車両法」という。)第28条の3第1項の規定による封印の取付けの委託(以下「封印取付委託」という。)に関しては、同法、同法施行令、同法施行規則並びに「封印取付委託要領」(平成18年10月4日付け国自管第86号)、「封印取付委託要領の運用等について」(平成18年10月4日付け国自管第87号)の規定によるほか、この規程の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 受託者 封印の取付委託を受けた者

(2) 甲種受託者 乙種受託者、丙種受託者及び丁種受託者以外の受託者

(3) 乙種受託者

- ① 完成検査終了証(以下「完検証」という。)のある自動車の販売を業とする者であって、以下の場合に必要となる封印の取付委託を受けた者
  - ア その販売する自動車について、当該自動車の提示に代えて、完検証の提出により新規登録を受ける場合
  - イ その販売する自動車(販売用中古自動車を含む。)について、当該自動車の提示に代えて、自動車予備検査証(以下「予備検証」という。)、保安基準適合証又は限定自動車検査証及び限定保安基準適合証(以下「保安基準適合証等」という。)の提出により新規登録を受ける場合
  - ウ 変更登録又は移転登録を受ける場合(車両法第14条第1項の規定により当該自動車の自動車登録番号(以下「登録番号」という。)が変更されるもの(自動車登録令(昭和26年政令第256号。以下「登録令」という。)第40条による提示をしたものを除く。)に限る。)
  - エ 車両法第11条第2項(登録令第43条の規定に係る場合を含む。)又は第4項若しくは第6項(管轄区域内に限る。)の規定による封印の取付けが必要な場合
  - オ 「自動車OSSによる変更登録申請時の自動車検査証等の郵送の取扱い及び自動車登録番号標交付時期猶予について(国自情第242号、国自整第221号)」に基づく車両法第11条第1項による封印の取付けが必要な場合
- ② 「一定の自動車輸入業者に対する封印の取付けの委託について」(平成25年3月8日付け国自情第239号)に定める輸入業者が自ら輸入した自動車であって、

完検証のある自動車の販売を業とする者によって販売するものについて、完検証のある自動車の販売を業とする者が、当該自動車の提示に代えて完検証の提出により新規登録を受ける場合

(4) 丙種受託者 一般社団法人日本中古自動車販売協会連合会の会員のうち中古自動車の販売を業とする者を構成員とする団体（以下「団体」という。）であって、以下の場合に必要となる封印の取付委託を受けた者

ア その構成員の販売する自動車（新車及び販売用中古自動車）について、当該自動車の提示に代えて、完検証、予備検証又は保安基準適合証等の提出により新規登録を受ける場合

イ 変更登録又は移転登録を受ける場合（車両法第14条第1項の規定により当該自動車の登録番号が変更されるもの（登録令第40条による提示をしたものを除く。）に限る。）

ウ 車両法第11条第2項（登録令第43条の規定に係る場合を含む。）又は第4項若しくは第6項（管轄区域内に限る。）の規定による封印の取付けが必要な場合

エ 「自動車OSSによる変更登録申請時の自動車検査証等の郵送の取扱い及び自動車登録番号標交付時期猶予について（国自情第242号、国自整第221号）」に基づく車両法第11条第1項による封印の取付けが必要な場合

(5) 丁種受託者 行政書士法（昭和26年法律第4号）第15条に規定される行政書士会（以下「行政書士会」という。）であって、所属会員である行政書士（自動車登録業務に十分精通した者）が自動車ユーザーや自動車販売店等から登録手続きや施封依頼を受けた自動車について、以下の場合に必要となる封印の取付委託を受けた者

ア 当該自動車の提示に代えて、完検証、予備検証又は保安基準適合証等の提出により新規登録を受ける場合

イ 当該自動車に係る変更登録又は移転登録を受ける場合（車両法第14条第1項の規定により当該自動車の登録番号が変更されるもの（登録令第40条による提示をしたものを除く。）に限る。）

ウ 車両法第11条第2項（登録令第43条の規定に係る場合を含む。）又は第4項若しくは第6項の規定による封印の取付けが必要な場合

エ 「自動車OSSによる変更登録申請時の自動車検査証等の郵送の取扱い及び自動車登録番号標交付時期猶予について（国自情第242号、国自整第221号）」に基づく車両法第11条第1項による封印の取付けが必要な場合

（委託の範囲）

第3条 封印の取付委託は、事業場毎に行う。

（二以上の運輸支局長等からの委託に係る受託者の要件）

第3条の2 施行規則第13条第3号の国土交通大臣が定める要件は、封印の取付業務を広域的かつ円滑に実施することができる体制を有することとし、当該要件に該当する者は、行政書士会であって所属会員である行政書士が第2条第5号アからエまでに掲げる

場合に必要となる封印の取付委託を受けようとする者とする。

(封印取付けを行う者)

第4条 受託者は、封印の取付けを行う者として以下の者をあらかじめ選任するものとする。

- (1) 封印取付責任者 施行規則第15条第1項に記載の事項のほか、法令及び委託に附した条件の遵守について必要な監督を行うとともに、問題が生じた場合には次号に定める封印取付担当者等に適切な措置をとらせる等、封印取付け業務を統括管理する者
  - (2) 封印取付担当者 自動車登録番号及び車台番号の確認その他の封印取付け業務を行う者
  - (3) 巡回封印取付担当者 巡回して自動車登録番号及び車台番号の確認その他の封印取付け業務を行う者
- 2 受託者は、事業場に封印取付責任者を置くとともに、封印の取付けを行う事業場、分室、営業所及び施封センターに封印取付担当者を置くものとする。ただし、事業場においては、封印取付責任者が封印取付担当者を兼ねることができるものとする。

(封印取付けを行う施設等)

第5条 各受託者において封印の取付けを行うことができる施設は、事業場のほか以下のとおりとする。

- (1) 甲種受託者 分室
- (2) 乙種受託者 営業所、複数の受託者が共同で設置する施封センター
- (3) 丙種受託者 構成員である自動車販売事業者の店舗
- (4) 丁種受託者 所属する行政書士の事務所

2 受託者(乙種受託者又は丙種受託者は、変更登録を受ける場合(車両法第14条第1項の規定により当該自動車の登録番号が変更されるもの(登録令第40条による提示をしたものを除く。))に限る。)及び車両法第11条第2項(登録令第43条の規定に係る場合を含む。)又は第4項若しくは第6項(管轄区域内に限る。))の規定による封印の取付けが必要な場合に限る。)は、前項の規定に加え、事業場等への自動車の持ち込みによる申請者の負担の軽減を図るため、封印の取付けを対象となる自動車の保管場所(自動車の保管場所の確保等に関する法律(昭和37年法律第145号)第3条の保管場所をいう。)等において行うことができる。

(委託にあたっての考慮事項)

第6条 封印の取付委託を行うにあたっては、次の各号に掲げる事項を考慮するものとする。

- (1) 封印の取付け業務の管理体制等封印取付けの実施計画について十分に審査し、事業場に封印取付担当者及び営業所等を記録した一覧を備えさせる等、業務運営の適正が確保されるよう措置させること。

なお、巡回して封印の取付けを行う場合において、適正な業務運営が図られないおそれがある場合には、必要に応じ、一般社団法人日本中古自動車販売協会連合会又は日本行政書士会連合会を通じた指導を行うこととするので、委託を行った運輸支局等は適宜その状況を本省自動車情報課に報告されたい。

- (2) 前条第2項の規定による場合には、受託者において封印取付責任者により適正な業務運営が確保されるよう措置させるとともに、返納する自動車登録番号標を封印取付け後に返納する場合は、当該出張封印に係る登録申請又は交換申請時等に封印受託者名、出張封印を行おうとする自動車の車台番号を記載した書面を運輸支局等に提出し、確認を受け、かつ、施封後は、取り外した自動車登録番号標を遅滞なく交付代行者に返納等させなければならない。

(委託の申請)

第7条 委託にあたって車両法施行規則第12条の委託申請書は、第1号様式とし、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 甲種受託者になろうとする者

- ア 登記事項証明書（現在事項全部証明書若しくは履歴事項全部証明書）又は住民票（発行日より3ヶ月以内のもの）
- イ 現に営んでいる事業の種類及びその概要を記載した書面（第2号様式）
- ウ 関係法令を遵守することを誓約した書面（第3号様式）
- エ 取扱内規（封印の管理に対する組織内の取扱要領）
- オ 車両法施行規則第13条第4号の欠格事由に該当しない旨の宣誓書（第4号様式）
- カ 事業場付近の見取図
- キ 封印取付手数料請求権放棄書（無償受託の場合）（第5号様式）
- ク 車両法施行規則第15条第1項の封印取付責任者となる者の所属、職名及び氏名を記載した書面（第6号様式）
- ケ その他必要と認める書面

(2) 乙種受託者になろうとする者

- ア 販売店証明書（完成検査終了証のある自動車の販売を業とすることが確認できるメーカー又はメインディーラーとの契約書（写し）若しくは証明書）
- イ 登記事項証明書（現在事項全部証明書若しくは履歴事項全部証明書）又は住民票（発行日より3ヶ月以内のもの）
- ウ 現に営んでいる事業の種類及びその概要を記載した書面（第2号様式）
- エ 関係法令を遵守することを誓約した書面（第3号様式）
- オ 取扱内規（封印の管理に対する組織内の取扱要領）
- カ 車両法施行規則第13条第4号の欠格事由に該当しない旨の宣誓書（第4号様式）
- キ 封印取付手数料請求権放棄書（無償受託の場合）（第5号様式）
- ク 車両法施行規則第15条第1項の封印取付責任者となる者の所属、職名及び氏

- 名を記載した書面（第6号様式）
- ケ その他必要と認める書面
- (3) 丙種受託者になろうとする者
  - ア 一般社団法人日本中古自動車販売協会連合会の会員のうち中古自動車の販売を業とする者を構成員とする団体（以下「団体」という。）であることを証する書面
  - イ 関係法令を遵守することを誓約した書面（第3号様式）
  - ウ 取扱内規（封印の管理に対する組織内の取扱要領）
  - エ 車両法施行規則第13条第4号の欠格事由に該当しない旨の宣誓書（第4号様式）
  - オ 事業場付近の見取図
  - カ 封印取付手数料請求権放棄書（無償受託の場合）（第5号様式）
  - キ 車両法施行規則第15条第1項の封印取付責任者となる者の所属、職名及び氏名を記載した書面（第6号様式）
  - ク その他必要と認める書面
- (4) 丁種受託者になろうとする者
  - ア 登記事項証明書（現在事項全部証明書若しくは履歴事項全部証明書（発行日より3ヶ月以内のもの））
  - イ 最近の事業年度における収支決算書
  - ウ 役員名簿
  - エ 関係法令を遵守することを誓約した書面（第3号様式）
  - オ 取扱内規（封印の管理に対する組織内の取扱要領）
  - カ 車両法施行規則第13条第4号の欠格事由に該当しない旨の宣誓書（第4号様式）
  - キ 事業場の組織図（封印取付け責任者及び管理体制）
  - ク 所属する自動車登録業務に十分精通した行政書士一覧
  - ケ 封印取付手数料請求権放棄書（無償受託の場合）（第5号様式）
  - コ 車両法施行規則第15条第1項の封印取付責任者となる者の所属、職名及び氏名を記載した書面（第6号様式）
  - サ 支部について記載された行政書士会の会則（支部を事業場とする場合）
  - シ その他必要と認める書面
- 2 受託者が新たな事業場についての委託の申請をするときは、登記事項証明書、現に営んでいる事業の種類及びその概要を記載した書面（第2号様式）、関係法令を遵守することを誓約した書面（第3号様式）、取扱内規、車両法施行規則第13条第4号に該当しない旨の宣誓書（第4号様式）、販売店証明書及び一般社団法人日本中古自動車販売協会連合会の会員のうち中古自動車の販売を業とする者を構成員とする団体であることを証する書面の添付を省略することができる。

（封印取付委託書）

第8条 運輸支局長は、封印の取付委託をしたときは、受託者に対して封印取付委託書（別

記様式)を交付するものとする。

(業務の開始届)

第9条 受託者は、その業務を開始したときは、すみやかに第7号様式により、その旨を運輸支局長に届け出なければならない。

(委託の制限)

第10条 車両法第20条第4項又は道路運送法第41条第3項(同法第81条第2項及びタクシー業務適正化特別措置法(昭和45年法律第75号)第52条第2項において準用する場合を含む。)、貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)第34条第3項並びに土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法(昭和42年法律第131号)第9条第3項の規定による封印の取付けは、委託することができない。

第11条 前条に規定するほか、事情に応じ自動車の使用の本拠の位置、車種、自動車の用途等により委託する業務の範囲を限定することができる。

(封印作業の再委託及び再々委託)

第12条 甲種受託者は、ユーザーの利便の向上を図る上で必要があると認めるときは、左欄に掲げる者に対し、右欄に掲げる作業を、甲種受託者の名において行わせることができる。この他、運輸支局等の庁舎の建替えにより運輸支局等の構内が狭隘となる等、ユーザー利便が著しく損なわれると運輸支局長が認めるときは、運輸支局長が指定する者に、作業及び期間を限定して、甲種受託者の名において行わせることができる。この場合、運輸支局長は、その必要性について本省自動車情報課と事前に協議すること。

作業者	作業範囲
指定整備事業者(中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)に基づき設立された指定整備事業者である自動車整備協業組合または中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)に基づき設立された指定整備事業者である自動車整備協同組合にあっては、当該組合の組合員を含む。)	<ul style="list-style-type: none"><li>・その販売する中古自動車の新規登録に伴う封印の取付け作業</li><li>・変更登録又は移転登録(車両法第14条第1項の規定により当該自動車(乙種受託者及び丙種受託者の構成員の販売する自動車を除く。)の登録番号が変更されるもの(登録令第40条による提示をしたものを除く。)に限る。)に伴う封印の取付け作業</li><li>・車両法第11条第2項(登録令第43条の規定に係る場合を含む。)又は第4項若しくは第6項に基づく封印の取付け作業</li><li>・「自動車OSSによる変更登録申請時の自動車検査証等の郵送の取扱い及び自動車登録番号標交付時期猶予について(国自情第242号、国自整第221号)」に基づ</li></ul>

	<p>く車両法第11条第1項による封印の取付けが必要な場合</p>
<p>車体整備事業者（優良自動車整備事業者認定規則（昭和26年運輸省令第72号）別表に定める車体整備作業1種又は2種として認定を受けた優良自動車整備事業者に限る。）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 変更登録又は移転登録（車両法第14条第1項の規定により当該自動車（乙種受託者及び丙種受託者の構成員の販売する自動車を除く。）の登録番号が変更されるもの（登録令第40条による提示をしたものを除く。）に伴う封印の取付け作業</li> <li>・ 車両法第11条第2項（登録令第43条の規定に係る場合を含む。）又は第4項若しくは第6項に基づく封印の取付け作業</li> <li>・ 「自動車OSSによる変更登録申請時の自動車検査証等の郵送の取扱い及び自動車登録番号標交付時期猶予について（国自情第242号、国自整第221号）」に基づく車両法第11条第1項による封印の取付けが必要な場合</li> </ul>

- 2 乙種受託者は、ユーザーの利便の向上を図る上で必要があると認めるときは、一般社団法人日本自動車販売協会連合会（行政書士法施行規則（昭和26年総務省令第90号）第20条第1項第1号の規定により申請した自動車に限る。）に封印の取付け作業を乙種受託者の名において行わせることができる。
- 3 丙種受託者は、ユーザーの利便の向上を図る上で必要があると認めるときは、当該団体の構成員に、封印の取付け作業を、丙種受託者の名において行わせることができる。
- 4 丁種受託者は、ユーザーの利便の向上を図る上で必要があると認めるときは、行政書士又は当該行政書士を通じ他の行政書士に、封印の取付け作業を、丁種受託者の名において行わせることができる。

（封印受領証等）

第13条 運輸支局長は、受託者に封印を交付（前渡しを含む。）したときは、受領証を提出させる等の方法により交付年月日、交付先、交付数量を明確にできるようにしておかなければならない。

- 2 前項の受領証等は、次年度末まで保存しなければならない。

（封印の出納の記録）

第14条 運輸支局長は、封印の出納状況を明確に記録しておかなければならない。

（封印取付報告書）

第15条 運輸支局長は、毎月受託者に前月の封印取付状況に関し封印取付報告書を提出させるものとする。

ただし、封印の前渡しをしていない受託者についてはこの限りではない。

2 提出を受けた前項の封印取付報告書は、次年度末まで保存しなければならない。

(封印取付責任者)

第16条 受託者は、車両法施行規則第15条の規定により封印取付責任者を選任したとき、または変更したときは第8号様式により、すみやかにその旨を運輸支局長に届け出なければならない。

(承認申請)

第17条 受託者は、車両法施行規則第15条の3の規定による事業場の位置を変更しようとするとき、または封印取付け業務を止めようとするときは第9号様式による承認申請書を運輸支局長に提出しなければならない。

(変更の届出等)

第18条 受託者は、車両法施行規則第12条第1項の申請書に記載した事項に変更があったとき(事業場の位置に変更があったときを除く。)は第10号様式により、すみやかにその旨を運輸支局長に届け出なければならない。

2 前項の届出書には、次に掲げる書面を添えて届出しなければならない。

- 一 受託者の氏名又は名称及び所在地の変更にあっては、変更の事実を証する履歴事項証明書、戸籍謄本または住民票
- 二 事業場の名称及び所在地の変更にあっては、変更の事実を証する書面

(相続及び合併)

第19条 受託者について、相続又は合併があった場合において、相続人(相続人が2人以上ある場合においては、その協議により選定した一人の相続人。本条中同じ)又は合併後存続する法人(受託者たる法人と受託者ではない法人が合併した場合において、受託者たる法人が存続するときは、その法人を除く。本条中同じ)若しくは合併により設立された法人が、相続又は合併の日から14日以内に第1号様式により封印取付委託の申請をしたときは、相続又は合併の日から委託をした旨又は委託をしない旨の通知を受ける日までは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、被相続人又は合併により解散した法人の法及び省令の規定による地位を継承する。

2 前項の申請書には、次に掲げる書面を添えて申請しなければならない。

- 一 相続にあたっては、被相続人の死亡の事実及び相続人である事実を証する戸籍謄本又は法定相続情報証明書等
- 二 合併にあたっては、合併の事実を証する登記簿謄本等
- 三 車両法施行規則第15条第1項の封印取付責任者となる者の所属、職名及び氏名を記載した書面(第6号様式)

(封印の前渡し等)

第20条 受託者は、あらかじめ封印の前渡しを受けようとするときは、第11号様式の封印前渡し請求書兼受領書を運輸支局長に提出しなければならない。

(封印取付け業務の調査及び改善指導)

第21条 運輸支局長は、封印取付け業務に関してその適正を図るため、受託者の封印取付け・管理状況等について調査を行い、必要な指導及び業務の改善を求めることができる。

(委託の解除等)

第22条 運輸支局長は、受託者が車両法施行規則第15条の4に該当するとき及び、前条による改善を行わないときは、封印取付けの委託を解除することができる。

付 則 (令和6年7月1日 富運登第203号)

- 1 この規程は、令和6年7月1日から施行する。  
なお、第12条※1)「自動車登録業務に十分精通した行政書士」については、令和6年10月1日以降は適用しない。
- 2 「封印取付け委託取扱い規程」(平成29年3月31日 富運登第624号)は廃止する。

付 則 (令和7年11月27日 富運登第358号)

- 1 この規程は、令和7年11月27日から施行する。

付 則 (令和8年2月3日 富運登第428号)

- 1 この規程は、令和8年2月3日から施行する。

第1号様式

年 月 日

封印取付委託申請書

北陸信越運輸局富山運輸支局長 殿

申請人の住所  
氏名又は名称

道路運送車両法第28条の3第1項の規定により封印の取付けの委託を受けたいので道路運送車両法施行規則第12条により申請します。

氏名又は名称 及び住所	
事業場の名称 及び所在地	
封印取付を行う 自動車の範囲	
備 考	

(A列4番)

第2号様式

現に営んでいる事業の種類及びその概要

住 所	
氏名又は名称	
事業の種類	
役員及び 従業員の総数	
資本金又は 元入金 の額	

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

住 所

氏名又は名称

第3号様式

年 月 日

誓 約 書

北陸信越運輸局富山運輸支局長 殿

申請人の住所  
氏名又は名称

弊社は、封印取付けの委託を受けた場合の取扱いについては、社内における封印取付け業務の取扱内規を定め、封印を取扱う社員に対する研修を実施するなどの管理体制を整え、道路運送車両法をはじめとする封印取付けに関する規定を遵守して封印取付け業務を的確に遂行することを誓約いたします。

第4号様式

年 月 日

北陸信越運輸局富山運輸支局長 殿

申請者の住所  
氏名又は名称

誓 約 書

道路運送車両法施行規則13条第4号に掲げる事項に該当しないことに相違ありません。

代表取締役

取締役

取締役

監査役

第5号様式

年 月 日

封印取付手数料請求権放棄書

北陸信越運輸局富山運輸支局長 殿

申請人の住所  
氏名又は名称

封印取付けの委託を受けた場合、自動車登録番号標への封印取付けに係る手数料については、その請求権を放棄します。

第6号様式

封印取付責任者の選任届

年 月 日

北陸信越運輸局富山運輸支局長 殿

住所  
氏名又は名称  
代表者

封印取付責任者に以下の者を選任したので届出します。

氏 名	
所 属 部 課 職 名	
選 任 年 月 日	
備 考	

第7号様式

年 月 日

北陸信越運輸局 富山運輸支局長 殿

住 所  
氏 名 又 は  
名 称  
事業場の名称

封印取付受託者の業務の開始届

下記のとおり、 年 月 日付け富運登第 号により委託を受けた封印の取り付けの委託業務を開始したのでお届けします。

記

業務開始年月日 年 月 日

第 8 号様式

年 月 日

北陸信越運輸局 富山運輸支局長 殿

住 所  
氏名又は  
名 称

封印取付責任者選任及び変更届

下記のとおり、封印取付責任者を選任（変更）したので、道路運送車両法施行規則第 15 条の規定によりお届けします。

記

事業場の 名 称	(新) 氏名	役 職	選任年月日	(旧) 氏名	備 考

- 事業場の位置の変更
- 業務の廃止

承認申請書

北陸信越運輸局 富山運輸支局長 殿

封印取付受託者の  
住所及び氏名又は名称

道路運送車両法施行規則第15条の3の規定により承認を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

事業場の名称及び所在地		
承認を受けようとする事項	<input type="checkbox"/> 事業場の位置の変更	
	新	
	旧	
	<input type="checkbox"/> 業務の廃止	
承認を受けようとする理由		
変更（予定）年月日 又は 廃止（予定）年月日	年 月 日	



## 封印前渡し請求書

下記のとおり、封印の前渡しを請求します。

記

封印の前受け個数 \_\_\_\_\_ 個

年 月 日

北陸信越運輸局富山運輸支局長 殿

受託者住所  
氏名又は名称  
事業場の名称

## 封印前渡し受領書

下記のとおり、封印の前渡しを受けました。

記

封印の前受け個数 \_\_\_\_\_ 個

年 月 日

北陸信越運輸局富山運輸支局長 殿

受託者住所  
氏名又は名称  
事業場の名称

## 封印取付委託書

受託者の氏名又は 名称及び住所	
事業場の名称 及び所在地	
委託する 業務の範囲	

道路運送車両法第28条の3第1項の規定に基づき、上記のとおり封印の取付けを委託する。

年 月 日

北陸信越運輸局富山運輸支局長

別記様式封印取付委託書 「委託する業務の範囲」

1 甲種受託者の場合

富山県の区域に使用の本拠を有する自動車に係る道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第11条第1項、第2項に係る封印の取付け及び全ての自動車に係る道路運送車両法第11条第4項又は第6項に係る封印の取付け

2 乙種受託者①の場合

- (1) その販売する自動車について、当該自動車の提示に代えて完成検査終了証の提出により新規登録を受ける場合
- (2) その販売する自動車について、当該自動車の提示に代えて自動車予備検査証、保安基準適合証又は限定自動車検査証及び限定保安基準適合証の提出により新規登録を受ける場合
- (3) 変更登録又は移転登録を受ける場合（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第14条第1項の規定により当該自動車の自動車登録番号が変更されるもの（自動車登録令（昭和26年政令第256号）第40条による提示をしたものを除く。）に限る。）
- (4) 道路運送車両法第11条第2項（自動車登録令第43条の規定に係る場合を含む。）又は第4項若しくは第6項（富山県の区域に使用の本拠を有する自動車に限る。）の規定による封印の取付けを行う場合
- (5) 「自動車OSSによる変更登録申請時の自動車検査証等の郵送の取扱い及び自動車登録番号標交付時期猶予について（国自情第242号、国自整第221号）」に基づく道路運送車両法第11条第1項による封印の取付けが必要な場合

3 乙種受託者②の場合

自ら輸入した自動車であって、完成検査終了証のある自動車の販売を業とするものによって販売するものについて、完成検査終了証のある自動車の販売を業とする者が、当該自動車の提示に代えて完成検査終了証の提出により新規登録を受ける場合に必要となる封印の取付け

4 丙種受託者の場合

- (1) 構成員が自ら販売する自動車について、当該自動車の提示に代えて、完成検査終了証、自動車予備検査証、保安基準適合証又は限定自動車検査証及び限定保安基準適合証の提出により新規登録を受ける場合
- (2) 変更登録又は移転登録を受ける場合（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第14条第1項の規定により当該自動車の自動車登録番号が変更されるもの（自動車登録令（昭和26年政令第256号）第40条による提示をしたものを除く。）に限る。）
- (3) 道路運送車両法第11条第2項（自動車登録令第43条の規定に係る場合を含む。）又は第4項若しくは第6項（富山県の区域に使用の本拠を有する自動車に限る。）による封印の取付けを行う場合

- (4) 「自動車OSSによる変更登録申請時の自動車検査証等の郵送の取扱い及び自動車登録番号標交付時期猶予について（国自情第242号、国自整第221号）」に基づく道路運送車両法第11条第1項による封印の取付けが必要な場合

#### 5 丁種受託者の場合

- (1) 自動車登録業務に十分精通した行政書士が自動車ユーザーや自動車販売店等から新規登録、変更登録又は移転登録（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第14条第1項の規定により当該自動車の自動車登録番号が変更されるもの（自動車登録令（昭和26年政令第256号）第40条による提示をしたものを除く。）に限る。）を受けける場合
- (2) 道路運送車両法第11条第2項（自動車登録令第43条の規定に係る場合を含む。）又は第4項若しくは第6項による封印の取付けを行う場合
- (3) 「自動車OSSによる変更登録申請時の自動車検査証等の郵送の取扱い及び自動車登録番号標交付時期猶予について（国自情第242号、国自整第221号）」に基づく道路運送車両法第11条第1項による封印の取付けが必要な場合